

令和3年4月12日 長道第22号 制 定  
令和5年3月22日 長道第499号 一部改正

## 長岡市道路等境界確認事務取扱基準

### (趣旨)

- 第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）その他関係法令の規定により、長岡市が所管する市道、県道、国道及び道路に準じる土地（以下「道路」という。）及び長岡市法定外公共物の管理に関する条例（平成14年3月28日条例第5号）に定める法定外公共物（以下「法定外公共物」という。また、道路と法定外公共物を合わせて「道路等」という。）に係る境界確認に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。
- 2 境界立会は、それぞれの所有権及び管理の及ぶ範囲を確認するために行う。

### (適用範囲)

- 第2条 この基準は長岡市土木部道路管理課が所管する土地について適用する。

### (定義)

- 第3条 この基準における用語の定義は次に掲げるとおりとする。

- (1) 「申請地」とは、道路等との境界を確認する筆をいう。ただし、道路改良等により無地番の道路等を申請地とする場合は隣接する地番の地先等を表示すること。
- (2) 「確認地」とは、申請地との境界を確認する道路等をいう。
- (3) 「境界確認」とは、申請地と確認地の境界について、市長と確認地に隣接する土地所有者が双方の合意に基づき、書類への署名押印をもって所有権が及ぶ範囲の境界を確認することをいう。
- (4) 「隣接地」とは、申請地に接する（以下「点で接する場合」も含む）土地をいう。
- (5) 「対向地」とは、申請地面と隣接地面の外角の二等分線を引いた対岸に存在する土地をいう。ただし、所管する部署の違う法定外公共物が隣接している場合は、申請地に接していない方の法定外公共物をもう一方の法定外公共物の対向地として扱って差し支えない。
- (6) 「境界確認書」とは、申請地及び隣接地について当該申請に伴って実測した寸法及び境界を示す構造物を記した図面に、申請者、測量者、隣接地の地権者及び長岡市長が押印した物をいう。
- (7) 「地権者」とは、登記簿上現に所有権を有するもの又は実際に土地を管理する者をいう。（土地登記名義人が死亡している場合は、当該土地名義人の相続人とする。ただし、相続人が複数人いる場合はその代表者1名の押印でも可能とする。）
- (8) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定めるものをいう。
- (9) 「境界表示」とは、境界標(コンクリート杭、金属プレート等)、境界工作物（地先境界ブロック、道路側溝等）、その他恒久的地物をいう。

(申請者)

第4条 境界確認の申請者（以下「申請者」という。）は、申請地の地権者とする。

2 境界確認に関する業務を土地家屋調査士等に委任する場合は、その者の「住所」「氏名」及び「連絡先」を報告すること。

3 申請者は、当該申請に係る個人情報について、長岡市が土地家屋調査士及び測量士等に公開することを了承するものとする。

(境界確認の申請)

第5条 市有地と申請者が所有（管理）する土地との境界確認を求める場合は、公共用地境界立会申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を1部提出すること。ただし、法定外公共物については所管する課にそれぞれ1部ずつ提出すること。

2 申請書には次に掲げる書類を添付すること。

(1) 位置図（縮尺 1/2500 程度）

(2) 公図・登記簿謄本の写し（申請地及び申請地に隣接する全筆、発行から申請まで3か月以内のもの）、又はこれに代わるもの

(3) 実測平面図（縮尺 1/250 程度）

①申請地及び確認する道路等の幅員について、実測寸法を記載すること

②地積測量図や確定図寸法があるものについては、実測寸法に併記すること

③確認する市道名や法定外公共物の種類（赤道・水路等）を記載すること

④近隣に参考となる土地境界図がある場合は、その境界点を図示すること

⑤所在、地番、縮尺、方位、辺長若しくは座標値、実測年月日、作成者の氏名を記入し押印すること

⑥申請者が主張する境界線を朱書きで表示し、根拠を付記すること

⑦公簿面積及び実測面積を記載すること

(4) 申請地及び隣接地に関して法務局に備え付けられている地積測量図

(5) 現況写真（申請地及び境界表示の遠景・近景写真）

(6) その他、境界確定の根拠となる資料（過去の立会記録、土地区画整理確定図等）

3 申請書の提出は、境界立会を求める日の 15 日前までに提出するものとする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

4 申請書への申請者及び代理人の押印は不要とする。

(隣接者等への説明等)

第6条 申請者は、境界確認の申請に当たり、事前に隣接地所有者に対し境界確認のための現地立会を依頼する主旨を説明し、「境界確認の立会をすること」「長岡市職員が境界確認のため、隣接地へ立ち入ること」「民境界の場所」について承諾を得ること。

2 隣接する法定外公共物について、事前にその所管する課を確認し、道路管理者以外が所管する箇所に関しては別途、境界確認の申請を行うこと。

- 3 申請者は、境界確認書に記載された地権者の個人情報、他の市道等境界立会申請等で土地家屋調査士及び測量士等に公開される旨を隣接地及び対向地の地権者から了解を得ること。

(現地確認)

第7条 市長は、申請地において現地立会をし、道路等との境界を確認すること。

- 2 実測の結果が下記の各号による境界と相違がなく、構造物がある等境界の復元が容易である場合で、市長が不要と判断するときは、現地立会を省略することができる。

- (1) 過去の当該申請地または隣接地で立ち合い記録がある。
- (2) 当該申請地と道路等の境界すべてに座標が備えられている
- (3) その他市長が現場の状況により立会を省略することに支障がないと判断する場合

- 3 前項の場合、申請書に添付する現況写真に点名及び境界線を明示すること。

- 4 申請者は、立会当日に申請地付近において公用車を止めることができる場所を確保すること。

(境界標等の設置、境界確認図の作成等)

第8条 市長は、関係土地所有者の同意が得られた場合は、境界確認図に関係土地所有者の署名押印を求めるものとする。境界確認図には次の各号に定める事項について記載すること。

- (1) 申請地、隣接地及び対向地の地番
- (2) 土地の所有者（管理者が異なる場合は併記する）
- (3) 図面の縮尺
- (4) 実測寸法
- (5) 方位記号
- (6) 市道名（法定外公共物の場合はその種類）
- (7) 筆界（管理界が異なる場合は併記する）
- (8) 測点名
- (9) 境界標の種類
- (10) 測量年月日、座標系、測量（作成）者名

(境界確認図への押印依頼)

第9条 申請者は市長の現地立会等を行った後に道路等境界確認書（様式第2号）に次条に定める範囲の地権者が押印した実測図（以下「確認図」という。）を添付して提出すること。

- 2 前項の規定に関わらず、官公庁の押印についてはこの限りではない。

(確認図への押印の範囲)

第10条 確認図への押印は、次の各号に定める全員が押印するものとする。押印が必要な範囲の例示を別図に示す。

- (1) 申請者（第4条第2号に定める代理人がいる場合は、その者も押印すること。）

- (2) 隣接地及び対向地の地権者若しくはその代理人
  - (3) 測量者
- 2 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は対向地の地権者の押印を省略することができる。
- (1) 道路法に定める道路の対向地
  - (2) 対向地に境界表示が設置されており、かつ、次のいずれかに該当する場合の座標値と一致する場合
    - ア 土地改良事業に基づく地籍調査が完了し、不動産登記法第14条第1項地図が作成されている地域内である場合
    - イ 過去において、対向地の境界確定が完了している場合
    - ウ 法務局に世界測地系座標における地積測量図が備わっている場合
  - (3) 法務局における筆界特定制度等により境界が明らかとなっている場合
  - (4) 裁判所における境界確定訴訟等により境界が明らかとなっている場合
  - (5) その他、市長が適当と認める場合
- 3 書類が1部につき、2葉以上に渡る場合は、第1項に掲げる者の割り印を要する。袋とじの場合は、契印を要する。
- (境界確認の不調)
- 第11条 次の各号に掲げる場合は、境界確認が不調であるとして処理する。
- (1) 追加資料の提出を請求後3か月を経過しても提出がなかった場合
  - (2) 申請書の提出がなされてから5か月を経過しても現地立会が実施されなかった場合
  - (3) 現地立会終了後、3か月を経過しても条件を具備した境界確認書及び確認図が提出されなかった場合
  - (4) 申請書受理後、申請者の要件を欠くこととなった場合
- 2 市長は当該申請が不調となった場合は、申請者又は代理人へその旨を通知する。
- 3 境界確認が不調になった場合の申請書等は返却しない。

#### 附 則

- 1 この基準は令和3年4月1日から施行する。ただしこの基準の施行から1年を経過するまでは従前の様式による確認の申請も本基準に則り処理することができる。
- 2 この基準の施行前に提出された申請書の取扱いについては、従前の例による。
- 3 この取扱基準の施行をもって、道路管理課は「法定外公共物の事務に関する取扱基準」第3の2に関する基準を適用外とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この基準は令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の改正前に申請された境界確認事務については、この基準に基づき申請されたものとみなす。

### 別図「押印が必要な対向地の例」

(○で囲ってある場所が押印の必要な範囲である。なお、申請地の図下側に接する土地がある場合も押印が必要となる。)



※例示する以外のパターンはその都度関係者が協議するものとする。

様式第1号

# 道路等境界立会申請書

年 月 日

長岡市長 様

申 住所  
請 氏名  
者 電話

代 住所  
理 氏名  
人 電話

市道等境界立会のために個人情報を公開することに同意し、下記のとおり申請します。

申請場所	長岡市 地先				
区分/路線名等	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 法定外公共物(赤道・水路) <input type="checkbox"/> その他公共用地 【路線名等】 号線				
民地の地目等	(公簿)		(現況)		
立会調査の理由	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 分筆地積更正 <input type="checkbox"/> 建築確認 <input type="checkbox"/> 境界紛争 <input type="checkbox"/> 用途廃止 <input type="checkbox"/> 道路改良 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
申請人の主張					
立会希望の日時	年 月 日 ( 時 分)				
その他庁内申請先	<input type="checkbox"/> 道路管理課 <input type="checkbox"/> 農林整備課 <input type="checkbox"/> 河川港湾課 <input type="checkbox"/> 下水道課 <input type="checkbox"/> その他 ( 課)				
【添付書類】位置図 更正図 登記事項要約書 実測平面図 地積測量図					
課長	補佐	係長	係員	立会調査して よいでしょうか。	受付印
調査上の指示					

## 道路等境界確認書

道 路 等				
			権 原	
申 請 地	長岡市			
	所有者氏名		地目等（現況）	（      ）
立 会 年 月 日	年    月    日			
境 界 確 認 位 置	別添実測図のとおり（隣接者押印のこと）			
その 他 参 考 事 項				

上記土地の境界を確認しました。

（提出日）          年    月    日

申請者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

調査員 氏名

氏名

決 裁	課 長	補 佐	係 長	係 員	起案    .    .	公印使用許可  部 個
					決裁    .    .	